

社会福祉法人桜園 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、男女ともに長く勤め働きやすい職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日まで 3年間

2. 内容

目標 1:

令和10年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

令和7年4月～ 所定外労働の現状を把握

令和7年9月～ 社内検討委員会での検討開始

令和9年4月～ ノー残業デーの実施 各種会議及び引継ぎなどによる社員への周知

目標 2:

令和10年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり 平均年間8日以上とする。

<対策>

令和7年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

令和8年4月～ 社内検討委員会での検討開始

令和9年4月～ 計画的な取得に向けた責任者会議等での呼びかけ

令和9年10月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始